

平成29年度 第1回名寄市上下水道事業経営審議会

と き 平成29年10月23日(月)
18時30分より
ところ 駅前交流プラザ「よろーな」
2階 会議室3

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶 名寄市長 加藤 剛士

4 会長、副会長選出

5 会長挨拶

6 議題

(1) 報告1 上下水道事業経営状況について 資料 1.2

7 その他

8 閉 会

名寄市上下水道事業経営審議会名簿

氏名	資格	任期・終期	性別	備考
池 昇一	学識経験者	平成31年8月31日	男	
大野 洋子	学識経験者	平成31年8月31日	女	
関 朋昭	学識経験者	平成31年8月31日	男	
扇谷 茂幸	その他	平成31年8月31日	男	
伊豆倉 正枝	その他	平成31年8月31日	女	
山上 瞳	その他	平成31年8月31日	女	
木田 繁太郎	その他	平成31年8月31日	男	
小池 晴行	その他	平成31年8月31日	男	
白木 薫	受益者	平成31年8月31日	女	
月田 綾	受益者	平成31年8月31日	女	

(庶務) 建設水道部上下水道室業務課

建設水道部 部長 天野 信二
 次長 粕谷 茂 ※兼業務課長
 工務課 課長 藤井 浩司 ※兼浄水場長
 下水処理場 場長 西村 典之
 業務課 主幹 山岸 克利
 主査 佐藤 美香
 主査 池田 文彦

名寄市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 本市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、名寄市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて上下水道事業に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上下水道事業の経営に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 受益者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設水道部上下水道室業務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。